

### 第2節 緩和策の推進

#### 【1】省エネ施策の推進

##### 1 家庭部門における省エネ活動の推進

###### (1) 地球温暖化対策の普及啓発【環境政策課】

###### ①地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進

温室効果ガスの排出を抑制し、削減目標を達成するため、県では、平成18年3月に本県における地球温暖化対策に関する普及・広報の拠点となる「福井県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「温暖化センター」という。）として、NPO法人エコプランふくいを指定し、以後連携して地球温暖化対策の普及啓発を行っています。

特に、県民、事業者がそれぞれの日常生活や事業活動において、身近な省エネ活動などの取組みを実行することが重要であるため、平成18年6月からは、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の分野において、地球温暖化防止活動の輪を広げようと、温暖化センターとともに、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を県民、消費者、教育、商工、運輸、エネルギー、林業関係の各団体等の協力をいただきながら推進しています。

#### LOVE・アース・ふくい

Life	日常生活
Office	事業活動
Vehicle	自動車利用
Education	環境教育

の分野において、温室効果ガス削減に向けた活動の輪を広げる県民運動として「LOVE・アース・ふくい」を展開します。

実践的な省エネ活動の普及促進を図るため、平成23年度から平成25年度は、節電をテーマとしたキャンペーンやコンテスト等を実施し、平成26年度から平成27年度は、県内各地で開催されるイベント等に出向し、イベント来場者を対象に、家族構成や住宅仕様、家電の保有状況、光熱費の状況等に応じた省エネコンサルティングを実施しました。平成28年度から平成29年度は、省エネコンサルティングをさらに一歩進めた形で、国の資格を有する診

断員が、専用の診断ソフトを使用した省エネ診断（うちエコ診断）を行いました。

平成30年度からは、市町や環境ふくい推進協議会と連携し、県民運動「LOVE・アース・ふくい2030」と題し、誰でも手軽に楽しく参加できる省エネ行動を展開しています。また、令和元年度からは家庭での省エネ対策を多くの県民が実践できるよう県民主体の省エネ普及啓発事業を実施しています。

###### 【令和元年度の取組み】

###### <エコチャレふくいの推進>

家庭の日（毎月第3日曜日）を統一行動日とし、季節ごとのテーマに沿ったエコな取り組みに多くの県民が参加しました。（7月～3月）

###### ・エコチャレふくいの投稿例

7月は「室内温度の28℃設定」、9月は「徒歩や自転車の利用」などを統一行動に設定しました。



エコチャレふくいのポスター



WEBサイトでの投稿例

###### <クール（ウォーム）シェアふくいの実施>

夏・冬の期間、涼しく（暖かく）過ごせる場所等を登録・周知し、楽しく参加できるスタンプラリーを活用しながら、過度に電気に頼らない生活を推進しました。（クールシェアふくいは7月13日～9月30日、ウォームシェアふくいは11月16日～2月29日）



クールシェアふくいのポスター



ウォームシェアふくいのポスター

＜省エネ家電買替キャンペーンの実施＞

電気冷蔵庫など、古くなった家電を省エネ性能の高い家電（4つ星以上）に買い替えることにより、家庭の消費電力抑制を促す取り組みを推進しました。（9月14日～1月15日）



省エネ家電買替キャンペーンのポスター

②ロゴマークの活用

地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進に当たり、当時政府が進めていた「チーム・マイナス6%（現：COOL CHOICE）」と連携し、県の地域ブランドである恐竜骨格を活用して、ロゴマークを作成しました。

地球温暖化ストップ県民運動を広く普及するため、環境協定締結事業所やアースサポーター、マスメディア等と連携し、民間企業、行政機関の広告やホームページなどでロゴマークを活用しています。

図2-2-1 「LOVE・アース・ふくい」ロゴマーク



③地域における温暖化防止活動

県では、地域や家庭において地球温暖化防止に向けた取り組みを推進する「アースサポーター」（地球温暖化防止活動推進員）を委嘱しています。現在約40名のアースサポーターが各地域で自らが率先して地球温暖化防止の取り組みを実践するとともに、温

暖化に関する情報提供や意識啓発、地域での活動の推進などを行っています。

- ・アースサポーター講師派遣事業（出前講座）
- ・エコライフ診断 など



エコライフ診断の様子

(2) 県民主体の省エネ普及啓発事業

今年度は、県内大学生による省エネ活動推進グループを新たに結成し、若者の視点を活かして省エネ活動の普及を図りました。具体的には、日常生活に直結した習い事と省エネを掛け合わせたエコライフ講座の開催や、省エネ対策を盛り込んだカードゲームの開発、イベントでの普及啓発活動を行いました。

今後も、県民が楽しく省エネ活動に参加できるように、若者の発想力を活かし、普及啓発活動を行っていきます。



エコライフ講座（エコッキング教室）



省エネカードゲーム開発の様子



省エネ活動推進グループによる普及啓発活動

分野別施策の実施状況

地球温暖化対策の推進

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (3) 省エネルギー対策の推進

#### ①「クールビズ」の推進

県では、地球温暖化防止に向けた取組みとして、平成17年度から夏季の適正冷房（28℃）の徹底と軽装での勤務を推奨する「クールビズ」を実施しており、令和元年度は、5月1日から9月30日までを実施期間とし、率先して取り組みました。

#### ②「ウォームビズ」の推進

県では、過度な暖房を控えながらも快適に過ごす「ウォームビズ」についても推進しています。

実施期間は令和元年11月1日から令和2年3月31日までとし、暖房時の室温を20℃とすることや、重ね着やひざかけの活用などによる温度調整を推奨し、過度な暖房を控えたスマートなビジネススタイル・ライフスタイルの実践を呼びかけています。

また、県内市町や事業者呼びかけ、県内全域でクールビズ・ウォームビズを実施しております。

## 2 自動車・交通対策による省エネ活動の推進

### (1) クルマに頼り過ぎない社会づくりの推進

#### 【交通まちづくり課】

本県は、全国1位のクルマ依存県であり、マイカーの一世帯当たり保有台数は平成31年3月末現在約1.74台となっています。

このため県では、平成20年度から、過度なクルマ利用を控え、公共交通機関や自転車等を利用するカー・セーブ運動を推進しています。

この運動を県民一人ひとりに参加してもらう県民運動へ拡大するため、行政、交通事業者、各界代表団体が構成する「福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議」において、「不必要なクルマ利用をやめる」、「クルマを皆で使う」、「新時代にふさわしい社会へ」の3つの観点での取組みを進めています。

カー・セーブ運動を積極的に推進するため、10月を推進月間、3月を公共交通機関利用促進強化月間として集中的に広報活動を展開するとともに、県内各地の環境や交通などのイベントにブースを出展し、より県民に見える形でクルマに頼り過ぎない生活スタイルのPRを行っています。

併せて、複数人で乗車できるおもしろ自転車の試乗会や貸出し、オランダのアムステルダム市から譲り受けた現地の自転車3台の試乗会や展示、自転車の無料修理・点検会も実施しています。

カー・セーブ運動に協力いただいている企業には、社員の通勤の際に運賃が最大半額になる参加証を発行して、公共交通機関の利用促進を図っています。

また、短距離のクルマ利用を抑制するため「福井バイコロジスト」宣言による「自転車で3キロ運動」を推進しています。



「自転車の日」ライド

また、県有施設等の駐車場を活用したパークアンドライドやパークアンドサイクルライドも実施しているほか、交通事業者や市町が行うバス路線のインターネット検索対応や多言語化、シェアサイクル実施に向けた実証実験等に対して支援しています。



カー・セーブ運動の啓発活動（おもしろフェスタinサンドーム福井）

## (2) パークアンドライド渋滞対策モデル事業

## 【道路保全課】

渋滞緩和のため、県では交差点改良や道路の拡幅などの対策を実施していますが、住宅密集地における用地の確保が難しくなるなど、これまでの対策の実施が困難な状況になっています。

また地球温暖化対策への意識の高まりから、公共交通機関への転換を促し、自動車に頼り過ぎない交通対策の推進も重要となっています。

このため県では道路の渋滞緩和とともに公共交通機関（鉄道）の活性化、自動車の排気ガスや騒音などの環境負荷の軽減を図るため、モデルケースとして、福井市街地へアクセスする鉄道駅周辺の県管理道路にパークアンドライド型の駐車場を設置しています。

## 【参考】

## &lt;福井鉄道沿線&gt;

- ・福武線 浅水駅前駐車場（42台）・福井市
- ・福武線 北府駅駐車場（63台）・越前市

## &lt;えちぜん鉄道沿線&gt;

- ・三国芦原線 西長田駅駐車場（100台）・坂井市
- ・勝山永平寺線 永平寺口駅駐車場（65台）・永平寺町



県営パークアンドライド駐車場（永平寺口駅駐車場）

## 『冬こそパークアンドライド』

パークアンドライド駐車場およびアクセス道路の除雪を始発電車に合わせて優先的に実施します。

降雪期の市街地渋滞を減らし、環境にも優しいパークアンドライドを始めてみませんか。

## (3) 低公害車の導入促進【環境政策課】

自動車は、私たちの経済活動や豊かな暮らしを支えている一方で、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴うCO<sub>2</sub>の排出による地球温暖化など、環境に大きな影響を与えています。このため、燃費性能や排出ガス性能に優れた環境負荷の少ない低公害車の普及促進を図る必要があります。

県では、公用車の低公害車への切り替えを率先して行っており、福井県庁グリーン購入推進方針（後述）に基づき、車両区分ごとの排出ガス基準に適合し、車両重量区分ごとの燃費基準値を満たした車両を購入するとともに、市町に対しても低公害車の導入を呼びかけています。

## (4) 次世代自動車の導入推進【環境政策課】

自動車の利用が多い本県においては、CO<sub>2</sub>排出量が少ない電気自動車（EV<sup>\*1</sup>）やプラグインハイブリッド車（PHV<sup>\*2</sup>）、燃料電池自動車（FCV<sup>\*3</sup>）などの次世代自動車の普及を図り、自動車自体からのCO<sub>2</sub>排出量を削減することが必要です。

\*<sup>1</sup>EV：EV（Electric Vehicle）とは、電気自動車のことをいいます。エンジンの代わりにモーターを搭載し、ガソリンの代わりにバッテリーに蓄えた電気を使って走る自動車です。燃料を燃やして動力にする必要がないため、走行中は排気ガスを全く排出しません。

\*<sup>2</sup>PHV：PHV（Plug-in Hybrid Vehicle）とは、プラグインハイブリッド自動車のことを指します。エンジンと電気モーターの2つの動力源を持つハイブリッド車に加え、直接コンセントから充電することができる自動車です。また、大幅に電池容量を増やすことで電気での走行距離を拡大した上、電気を使い切った後は、通常のハイブリッド車と同様にガソリンを使って走行することができます。

\*<sup>3</sup>FCV：FCV（Fuel Cell Vehicle）とは燃料電池自動車のことを指します。車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電した電気により、モーターを回転させて走る車で、車から排出されるのは水のみとなります。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### ①EV・PHVタウン構想

平成21年3月、本県は経済産業省から「EV・PHVタウン」に選定されました。「EV・PHVタウン」とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）の本格普及に向け、地域性にあった普及策を検討し、今後積極的に推進していく地域のこと、全国で18都府県が選定されています。

### ②率先導入

県では、EV・PHVの普及推進を先導的に行うため、平成21年度より率先導入を進めており令和元年12月時点で8台のEVと1台のPHVを公用車として利用し、イベントや環境学習などにも活用しています。

### ③充電設備の計画的な整備

#### ア 充電設備の整備

県では、EV利用者が電池切れの不安なく走行できるように、平成22年度にはフェアモール福井（福井市）、越前おおのまちなか交流センター（大野市）に、平成23年度にはホームセンターみつわ武生店（越前市）、日光モーター（敦賀市）に急速充電設備を整備しました。

また、平成23年度に、観光や宿泊など目的地での滞在時間を利用して充電を行う「目的地充電」用として、店舗やホテル、旅館、観光施設などを対象に、充電設備を無料で開放する店舗を募集し、整備に係る経費を補助することで、31基の普通充電設備を整備しました。

#### イ 充電設備の整備促進

県では、県内の充電インフラ整備を加速し電気自動車等の一層の普及促進と利便性向上を図るため、平成25年7月に、「福井県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン（以下「ビジョン」という。）」を策定しました。

ビジョンは、充電設備が効果的に設置されるよう、設置者となる方々に本県の考え方等を示すものです。

令和元年12月現在、県内には急速充電器が81基設置（福井県調べ）されています。また、県内の道の駅15か所にも急速充電器や普通充電器が整備されており、県内での電気自動車による周遊観光等の利便性の向上が図られています。今後も、更なる利

便性の向上に向けた充電設備の整備促進に努め、県内をEV・PHVで安全に安心して運転できる環境をつくることを目指します。

### ④レンタカー補助によるEV・PHVの普及

平成25年度には、県民に次世代自動車に身近に触れる機会を提供するため、県民参加型のイベント等において、次世代自動車のレンタカーを活用する団体等に、車両借上げに係る費用の一部を補助しました。レンタルされた次世代自動車は、イベント等で展示されたほか、EVの電力を用いてクリスマスツリーのイルミネーションを点灯させるなど、多くの用途で活用されました。

### ⑤水素ステーション整備可能性調査検討会

燃料電池自動車は、水素から電気を発電して走行する自動車、利用段階では水しか排出しないクリーンな自動車です。

しかし、燃料電池自動車を導入するために必要な水素ステーション整備や、運営費用が高額なこと等の課題があります。

県では、平成29年度から、学識経験者、民間事業者、金融、自治体を交えた「水素ステーション整備可能性調査検討会」を開催し、県内におけるFCVの普及予測や、県民・事業者向けの燃料電池自動車に関するアンケート調査等を行い、県内における実現可能な水素ステーションの検討を行っています。

### ⑥燃料電池自動車の普及啓発イベント

令和元年度は、県民に燃料電池自動車を身近に感じていただくため、11月23日、福井県産業会館で開催された環境フェアにおいて、燃料電池自動車の展示および試乗体験を行いました。

燃料電池自動車から電気を取り出す外部給電器の実演も行い、燃料電池自動車の災害時の活用方法についても周知しました。



FCVの展示 (MIRAI)



FCVの展示 (クラリティFUEL CELL)

### (5) エコドライブの推進【環境政策課】

県の運輸部門における温室効果ガス排出量は、平成13年度まで増加傾向にありましたが、平成14年度以降は、減少傾向で推移しています。これは、燃費の良い小型自動車や軽自動車、低公害車（ハイブリッドカー等）への乗り換えや、ガソリン乗用車の燃費向上が要因と考えられます。一方で、前述のとおり、過度に車に依存していることも本県の実情です。

## 3 省エネ住宅・建築物の普及活動の推進

### (1) 環境対応住宅【建築住宅課】

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、「劣化対策」「省エネ性能」などの基準を満たす住宅の建築計画および維持保全計画の認定を行っています。

そこで、国が策定した「エコドライブ10のすすめ」をもとに、地球温暖化対策防止につながる運転技術や心がけをイベント等で周知し、エコドライブの普及を図っています。これにより、車からの温室効果ガス排出量の抑制につながるだけでなく、燃費向上や交通事故防止も期待されます。

### (6) 福井都市圏総合都市交通体系調査結果の活用【都市計画課】

自動車は近年、運転免許保有人口の増加や自動車保有台数の増加、居住範囲の拡大等に伴い、通勤その他の日常生活における自動車への依存が高まっています。一方で、エネルギーや地球環境への問題の一因にもなります。

このため、交通手段や都市構造も省エネルギー型を志向していく必要があり、自動車利用の抑制と公共交通機関、徒歩および自転車等の利用促進につながる都市構造が求められています。

平成17、18年度に実施した福井都市圏総合都市交通体系調査において、嶺北地域の約6万人を対象に、人が「いつ、どこからどこへ、何を利用して、どのような目的で移動したのか」をアンケートで調査しました。その結果、「福井都市圏の自動車分担率<sup>\*1</sup>は約77%で、金沢都市圏や富山高岡都市圏よりも高いこと」や、「自動車による移動が増加する一方で、徒歩や自転車の利用、鉄道やバスによる公共交通機関の利用は減少傾向にある」など都市交通の現状について問題点・課題が明確になりました。

福井都市圏総合都市交通体系調査データは、すべての交通手段による人の行動を総合的に把握していること、年齢や自動車保有などの個人・世帯属性を把握していることなどの特徴があり、環境面も含めた総合的な交通計画へ活用されています。

また、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素化のための建築物の新築等に対する計画の認定を行っています。

## 【2】再生可能エネルギー\*<sup>1</sup>の導入拡大

### 1 地域に役立つ再生可能エネルギーの導入拡大【環境政策課】

#### (1) 再エネ活用地域振興プロジェクト事業

県では、エネルギー源の多角化を、地球温暖化対策やエネルギー供給力の強化だけでなく、地域経済の活性化（地域おこし）にも役立てるため、平成24年度から「1市町1エネおこし」を目標に、再生可能エネルギーの導入を推進し、全県的な推進組織として「ふくい まち・エネおこしネット協議会」を設置しました。

令和元年度は、市町や県内各地の事業化を検討する地域協議会が参加して専門家からの助言を受けたり、情報共有を図りながら再エネ事業化の検討を進めました。

また、平成30年度からは、再生可能エネルギーの導入拡大と地域活性化の両立を目指して、小水力や木質バイオマスなどの地域資源を活用した県内事業者による再生可能エネルギー事業の導入を県と市町が協力して支援するとともに、事業者にはFIT\*<sup>2</sup>による売電収入の一部を地域振興策に活用するように求めることで地域の課題解決にも貢献するなど、地元・事業者・行政それぞれにメリットのある仕組みを新たに導入しています。

令和元年度は、当事業制度を活用して3つの地域協議会が再生可能エネルギー事業の導入を協議しました。

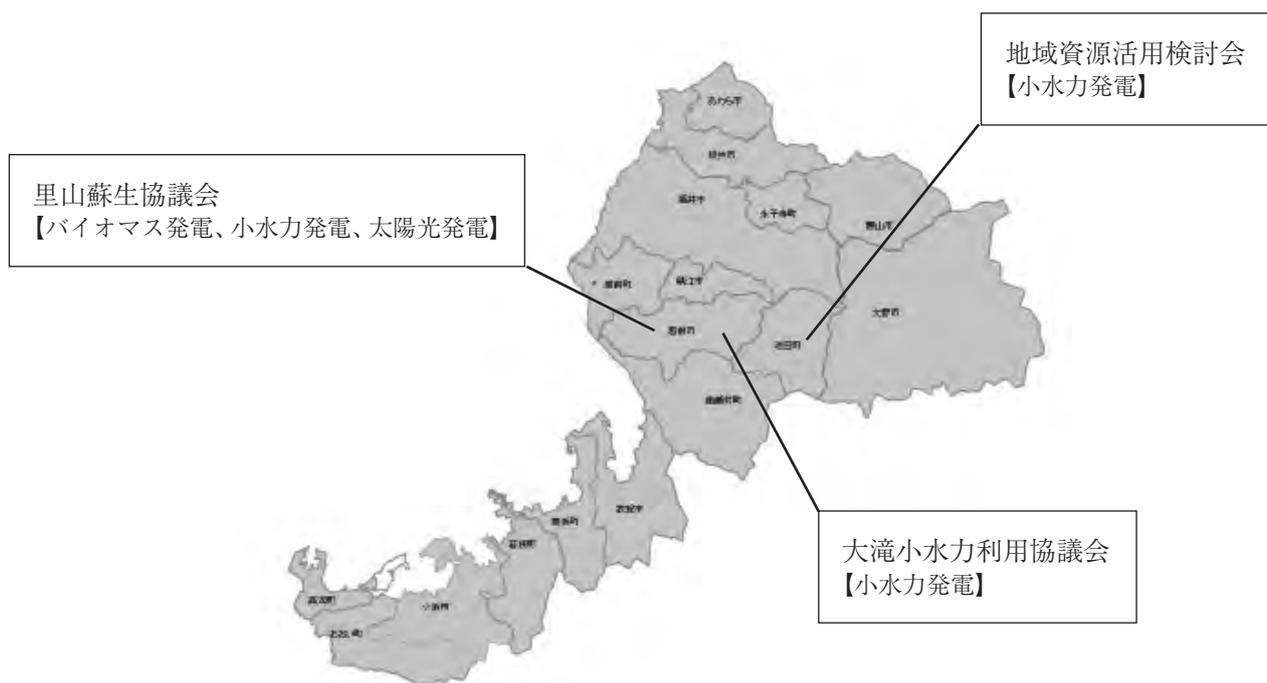


図 2-2-2 再エネ活用地域振興プロジェクト事業の取組み状況

\*<sup>1</sup>再生可能エネルギー：太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないクリーンなエネルギーです。

\*<sup>2</sup>FIT（固定価格買取制度 Feed-in Tariff）：再生可能エネルギーで発電された電気を地域の電力会社が一定の価格で買い取ることを国が保証する制度です。電力会社が買い取る費用は電気利用者全員から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。

(事業内容)

①地域協議会による再エネ事業化・地域振興策の検討に対する支援

- 地域協議会（オブザーバーとして市町が参画）の設置・開催、事業可能性調査等
- ・地域単独で実施する場合  
定額補助 上限額 300 千円
- ・地域と企業が合同で実施する場合  
補助率 1/ 2 以内（上限額 1,000 千円）

②再生可能エネルギー設備導入に対する支援

- ・補助率 県 1/ 4 以内〔市町 1/ 4 以内〕  
（上限額 各 20,000 千円）

③アドバイザーの派遣事業

再生可能エネルギーに関する理解を深めるため地域協議会等に対して、専門家のアドバイザーを派遣。（県費用負担）

④ふくいまちエネおこしネット協議会の開催

【継続】

- ・各地域協議会、有識者、金融、企業、県・市町

等で構成

- ・相互に情報共有やアドバイスを実施することで事業化を促進

(令和元年度)

再生可能エネルギーの導入を検討する3つの地域協議会（越前市2、池田町1）について、運営や、技術面での支援を行いました。

(3) 太陽光発電の設置

県では、これまでに県本庁舎（30kW）をはじめ、県内各地域の合同庁舎、県立高校（各10kW）や県若狭湾エネルギー研究センター（20kW）など36の県有施設に、平成30年度末で、合わせて約924kWの太陽光発電設備を率先して導入しています。また、民間企業によるメガソーラーの導入、各市町においても、国の導入補助制度を活用して、小中学校や公民館などに、太陽光発電設備を導入しました。

県内の固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入量は、平成30年度末時点で204,154 kWとなっています。

(資源エネ庁 固定価格買取制度 設備導入容量)

分  
別  
施  
策  
の  
実  
施  
状  
況

地  
球  
温  
暖  
化  
対  
策  
の  
推  
進



図 2-2-3 再エネ活用地域振興プロジェクト事業 事業化プロセスフロー

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 2 木質バイオマス<sup>\*1</sup>の有効利用【県産材活用課】

環境負荷の少ない低炭素社会を構築していく観点から、林地に残置されている間伐材や製材工場から発生する端材・木屑などの未利用木質資源を有効に利用していくことが求められています。

これら未利用木材資源をウッドプラスチックなどの原材料としてマテリアル利用したり、発電施設などの燃料としてサーマル利用することにより、木質バイオマスの有効利用が進められています。

ウッドプラスチックは間伐材由来の木粉と樹脂からなる複合資材で、木材の温かみを持ちながら、樹脂の耐久性、成形性を兼ね備えており、県内外の公共施設や商業施設において、デッキやルーバーなどの外構材として使用されています。



ウッドプラスチックのルーバー（あわら市）



ウッドプラスチックのデッキ材（東京都）

平成28年4月から稼働した大野市七板の木質バイオマス発電施設（発電規模7,000kw級）では、年間約12万m<sup>3</sup>の木質バイオマスが利用されており、燃料の地産地消による林業の活性化や地元雇用の創出など、二酸化炭素の低減に加えて地域に貢献した施設となっています。

このほか、あわら市や福井市の温泉施設では木質バイオマスボイラーの導入による熱利用に取り組んでおり、地域内の資源と経済の循環が図られています。



木質バイオマス発電施設（大野市）



温泉施設に設置された薪ボイラー（福井市）

<sup>\*1</sup>木質バイオマス：「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）」のことをいいます。特に、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」といいます。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがあります。

### 【3】 森林によるCO<sub>2</sub> 吸収源対策の推進

#### 1 森林資源の保全と利用【県産材活用課、森づくり課】

##### (1) 森林の現状

本県の森林面積は約31万haで、県土の75%を占めており、全国平均の森林率66%と比べ高い割合となっています。このうち民有林<sup>\*1</sup>の人工林はスギを中心として約12万haとなっています。

森林は、木材の供給のほか、県土保全や水源かん養、保健休養の場の提供など様々な公益的機能を有しており、近年では特に地球温暖化防止という観点から二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。

平成20年3月に改定された「京都議定書目標達成計画」では、森林吸収量の目標である1,300万炭素tを確保するため、平成19年度から平成24年度までの6年間に、国全体で計330万haの間伐<sup>\*2</sup>を実施することを目標とし、年間55万ha程度の間伐が実施されてきました。

平成25年度以降についても、継続した森林吸収量確保に向け、年間52万haの間伐を実施していくこととされています。

##### (2) 多様な森林整備

本県においては、昭和40年代から50年代にかけて本格的に植林を進めてきた結果、約12万haのスギ等の人工林が造成されました。

そのうち柱などとして利用できる樹齢約50年以上のものが約半分まで増えてきており、今後はこの資源を有効に活用していく必要があります。

このため平成27年に策定した「ふくいの森林・林業基本計画」に基づき、主として木材の生産を持続的に行う「資源循環の森」と森林の持つ多面的機能を持続的に発揮する「環境保全の森」の2つに分け、それぞれの森づくりを進めています。

- **新規植林**：過去50年間森林がなかった土地に植林



- **再植林**：1990年以前に森林でなかった土地に植林



- **森林経営**：持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮するための一連の作業

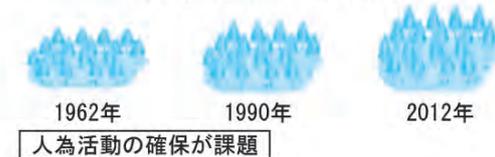


図 2-2-4 京都議定書で吸収源と認められる森林

「資源循環の森」では持続的な木材生産活動を通じ健全な森林を維持するため、山ぎわを中心に間伐を進めるとともに、集落単位で効率的な木材生産を計画的に実施する「コミュニティ林業」を進めています。

また「環境保全の森」では、奥山の人工林を中心に、列状間伐等により広葉樹を導入し、針広混交林化や広葉樹林化を進めています。

<sup>\*1</sup> **民有林**：国有林以外の森林。民有林は、都道府県・市町村・財産区で所有する公有林と、個人、会社、団体などが所有する私有林とに区分されます。

<sup>\*2</sup> **間伐**：林内が樹冠により閉鎖し、林木相互間の競合が始まった後、目的樹種を主体にその一部を伐採して林分密度を調節することにより、林木の利用価値の向上と下層植生の発達を促し、表土の流出の防止など森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採のことをいいます。

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### (3) 森林保全と管理

山村地域では、過疎化や高齢化が進む一方、県民が森林をレクリエーションの場等として積極的に活用する機会が多くなり、入込者数は年々増加しています。このため、山火事の未然防止、ごみの不法投棄や違法伐採を早期発見する監視活動が不可欠であり、県においては森林保全巡視員（R元：5名）を配置し、関係機関と連携しながら森林パトロールを実施しています。

また、森林に起因する災害を未然に防止するため、中山間地の集落に山林保全（山地災害および山林買収）監視モニター（R元：1,194名）を配置しており、モニターを対象とした研修会を実施しています。加えて、地域住民を対象とした治山事業の現場見学会を開催し、治山工事の目的や効果、山地災害が発生する予兆、避難の大切さ等を再認識してもらうことで、防災意識の向上と普及啓発に努めています。



山林保全（山地災害および山林買収）監視モニター研修会

なお、公益的な機能を発揮する重要な森林は保安林に指定し管理することとし、保安林以外の森林において開発行為が行われる場合には、許可制度を適用して指導・監督することで、安全で安心できる生活環境の保全に努めています。

### (4) 県民参加の森林づくり

森林からの多様な恩恵は、全県民が享受するものであり、森林の整備・保全を社会全体で支えていくことが必要であるため、健全な森づくりへの直接参加や、個人や企業等からの活動支援、地元の木を伐って使う等の取組みを「緑と花の県民運動」の一環として積極的に推進しています。このため、春季と秋季に行っている「緑の募金活動」をはじめ、森づくりの日に総合グリーンセンター等で開催される「みどり」と花の県民運動大会のほか、地域住民による

「ふるさとの森」や漁業関係者による「漁民の森」の整備活動等を通じて、県民参加の森林づくり意識の喚起を図っています。



「緑の募金」キャンペーン 出発式

また、次世代を担う「緑の少年団」や県民誰もが、自然を知り、森林や緑の大切さを学ぶことができる活動場所とするため、福井市脇三ヶ町にある県有林を「体験の森」として整備し、森林環境教育活動を推進しています。

### (5) 森林整備を担う人材の育成

県内の人工林は、その多くが利用期を迎えています。今後それらの森林を整備し、効率的な木材生産を進めていくために、林業従事者の確保・育成が重要になってきます。

そこで県では令和元年度に創設された森林環境譲与税も活用しながら、林業の担い手の確保・育成に取り組んでいます。平成28年度に開校した「ふくい林業カレッジ」では林業への新規就業希望者に対し1年間を通して林業に関する基本知識や技術習得の研修を行っています。

また、林業事業体に対し、労働安全対策や経営基盤強化の支援を行い、労働環境の改善を図ることにより、新たな人材の確保に貢献しています。



ふくい林業カレッジ現地研修

## 2 県産材<sup>\*1</sup>の活用【県産材活用課】

木材は、化石燃料や鉱物と違い再生産が可能なこと、大気中の二酸化炭素を吸収して固定・貯蔵すること、鉄などに比べ少ないエネルギーで加工できることなど、地球環境への負荷を軽減するクリーンな資材として注目されています。

また、木材の利用は、林業や木材産業などの地域産業の活性化を促し、健全な森林整備を通じて森林の持つ多様な機能の発揮につながります。

このため、県では、「木を伐って使う」取組みを積極的に進めており、県産材を活用した住宅や民間施設等の新築・リフォームへの支援のほか、マンション内装材やオフィス家具などの製品開発に支援を行うなど、木材以外のものが使われていた分野で県産材の新たな利用を開拓する取組みを行っています。

また、東京や台湾で開催される大規模展示会に出展するなど、国内外での販路開拓を展開しています。

さらに、公共施設における木材利用を推進しており、福井県年縞博物館やえちぜん鉄道福井駅舎など、県産材をふんだんに使用した施設が完成したこ

とで、木材が来訪者の目に触れる機会が増えています。

平成29年度施行の「みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例」では、行政や事業者、県民が互いに協力して県産材の利用を進めることとされたことから、県では「ふくいの木」を利用する機会の創出や意識の醸成に努めています。



内装に木材がふんだんに使用された鉄道駅舎

分野別施策の  
実施状況

地球温暖化対策の  
推進

### コラム1 東京ビッグサイトにおける県産材の利用

令和元年7月1日から供用開始となった東京ビッグサイト南展示棟では、天井に張り巡らされた鉄骨梁の化粧材に福井県産の不燃木材が使用されています。

これは平成29年度から行ってきた都市圏における県産材の販路開拓の取組み成果の一例です。

この施設では年間を通じて様々な展示会が開催され、国内外から多くの来場者が訪れることから、県産木材製品のPR効果が期待できます。



東京ビッグサイト南展示棟

### コラム2 海外の国際展示会へ県産材製品を初出展

県では、県産材の利用拡大を図るため、今年度から都市圏に加えて、海外での販路開拓に取り組んでいます。

令和元年12月12日から4日間、台湾の台北市で開催された国際展示会「台北国際建築建材及び産品展」に福井県として初めて出展し、県産材製品のPRを行いました。

今後も、引き続き国内外における県産材の販路開拓に取り組めます。



国際展示会への出展（台湾）

\*1 県産材：県内で伐採された原木を県内で加工した木材

## ◆第2部 分野別施策の実施状況

### 【4】 その他の温室効果ガス抑制対策

#### 1 フロン類<sup>\*1</sup>の回収・破壊【環境政策課・循環社会推進課】

冷蔵庫やエアコンの冷媒<sup>\*2</sup>などとして幅広く使用されてきたフロン類は、オゾン層<sup>\*3</sup>が破壊されることが明らかとなって以降、代替フロンへの切り替えが進みました。しかし、代替フロンは温室効果が非常に高い（例えば、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は二酸化炭素の約100～10,000倍以上の温

室効果があるといわれる。）ことから、これらのフロン類を使用している機器は、その種類により、家電リサイクル法、自動車リサイクル法またはフロン排出抑制法に基づき、フロン類の回収・破壊作業が進められています。

#### (1) 法律に基づく規制

表 2-2-5 フロン回収に係る法律

	フロン排出抑制法 <sup>注1</sup>	家電リサイクル法 <sup>注2</sup>	自動車リサイクル法 <sup>注3</sup>
概要	平成14年4月から業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器について、冷媒フロンの回収を義務付けています。	平成13年4月から家電製品のリサイクルに併せて、家庭用の冷蔵庫とルームエアコンについて、冷媒フロン類の回収を家電メーカー等に義務付けています。	平成17年1月からカーエアコンについて、冷媒フロンの回収を義務付け <sup>*4</sup> ています。

(注1)「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

(注2)「特定家庭用機器再商品化法」

(注3)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

#### (2) 県の取組み

フロン排出抑制法および自動車リサイクル法に基づくフロン類充填回収業者等の登録を行うとともに、

回収・引渡しが適正に実施されるよう登録業者等への立入検査に伴う指導等を行っています。

表 2-2-6 フロン排出抑制法に基づく回収量  
(平成30年度)

第一種特定製品 <sup>*5</sup>	
回収台数(台)	回収量(kg)
5,613	32,712

表 2-2-7 フロン排出抑制法に基づく登録業者数  
(令和元年9月1日現在)

登録業者数	第一種フロン類充填回収業者
	438

表 2-2-8 自動車リサイクル法に基づく回収量  
(平成30年度)

	使用済自動車
フロン類回収量(kg)	4,818.3

表 2-2-9 自動車リサイクル法に基づく登録業者数  
(平成31年3月末現在)

	フロン類回収業者
登録業者数	124

<sup>\*1</sup>フロン類：ふっ素と炭素等からなる化合物でクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の一つとされており、破壊する程度の強いフロンは、平成7年末で生産が全廃されています。主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

<sup>\*2</sup>冷媒：冷凍機や冷房機内を循環して、圧縮による液化・放熱、気化・吸熱を繰り返して、冷却するための媒体として用いられる物質で、アンモニアやフロンなどがあります。

<sup>\*3</sup>オゾン層：地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層をいい、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

<sup>\*4</sup>義務付け：カーエアコンについては、平成14年10月からフロン回収破壊法において冷媒フロンの回収が義務付けられていましたが、自動車リサイクル法の施行に伴い移行しました。

<sup>\*5</sup>第一種特定製品：フロン排出抑制法において、冷媒としてフロンが充填されている機器のうち、業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器を第一種特定製品と定義しています。

## 2 県産材<sup>\*1</sup>の活用【県産材活用課】

木材は、化石燃料や鉱物と違い再生産が可能なこと、大気中の二酸化炭素を吸収して固定・貯蔵すること、鉄などに比べ少ないエネルギーで加工できることなど、地球環境への負荷を軽減するクリーンな資材として注目されています。

また、木材の利用は、林業や木材産業などの地域産業の活性化を促し、健全な森林整備を通じて森林の持つ多様な機能の発揮につながります。

このため、県では、「木を伐って使う」取組みを積極的に進めており、県産材を活用した住宅や民間施設等の新築・リフォームへの支援のほか、マンション内装材やオフィス家具などの製品開発に支援を行うなど、木材以外のものが使われていた分野で県産材の新たな利用を開拓する取組みを行っています。

また、東京や台湾で開催される大規模展示会に出展するなど、国内外での販路開拓を展開しています。

さらに、公共施設における木材利用を推進しており、福井県年縞博物館やえちぜん鉄道福井駅舎など、県産材をふんだんに使用した施設が完成したこ

とで、木材が来訪者の目に触れる機会が増えています。

平成29年度施行の「みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例」では、行政や事業者、県民が互いに協力して県産材の利用を進めることとされたことから、県では「ふくいの木」を利用する機会の創出や意識の醸成に努めています。



内装に木材がふんだんに使用された鉄道駅舎

分野別施策の  
実施状況

地球温暖化対策の  
推進

### コラム1 東京ビッグサイトにおける県産材の利用

令和元年7月1日から供用開始となった東京ビッグサイト南展示棟では、天井に張り巡らされた鉄骨梁の化粧材に福井県産の不燃木材が使用されています。

これは平成29年度から行ってきた都市圏における県産材の販路開拓の取組み成果の一例です。

この施設では年間を通じて様々な展示会が開催され、国内外から多くの来場者が訪れることから、県産木材製品のPR効果が期待できます。



東京ビッグサイト南展示棟

### コラム2 海外の国際展示会へ県産材製品を初出展

県では、県産材の利用拡大を図るため、今年度から都市圏に加えて、海外での販路開拓に取り組んでいます。

令和元年12月12日から4日間、台湾の台北市で開催された国際展示会「台北国際建築建材及び産品展」に福井県として初めて出展し、県産材製品のPRを行いました。

今後も、引き続き国内外における県産材の販路開拓に取り組めます。



国際展示会への出展（台湾）

\*1 県産材：県内で伐採された原木を県内で加工した木材